

令和 2 年 7 月 14 日

実務修習生 各位
指導鑑定士 各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

実地演習の実施方法の特例措置に係る Q&A について

新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴う実地演習の実施方法の特例措置につきまして、指導鑑定士から寄せられた主な質問とその回答を、下記のとおり Q&A 形式にてとりまとめましたので、ご精読のうえ、適切なお対応、ご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

Q1

2020 年 7 月末報告及び同年 10 月末報告の提出期限がそれぞれ 8 月 14 日・11 月 14 日にそれぞれ延長されました。これに伴い、後者の報告回の演習開始日も「8 月 15 日」に後ろ倒しになるのでしょうか。

* 『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』発令に伴う実地演習の実施方法の特例措置（令和 2 年 5 月 7 日現在）」2. ⑤関連

【令和 2 年 7 月 14 日掲載】

- ・ 2020 年 11 月 14 日を報告期限とする一般実地演習の演習開始日は、後ろ倒しにせず、「8 月 1 日」からとなり、演習期間は「8 月 1 日～11 月 14 日」となります。
- ・ また、第 14 回 2 年コースの実務修習生の 4 回目報告の一般実地演習について、演習期間は、「2020 年 11 月 1 日～2021 年 3 月 31 日」となります。

Q2

2020 年 7 月末報告及び同年 10 月末報告の提出期限がそれぞれ 8 月 14 日・11 月 14 日に延長されましたが、一般実地演習報告書内に記載する「演習期間」は、どのように記載すればよいのでしょうか。

【令和 2 年 7 月 14 日掲載】

- ・ 表紙の「実地演習提出報告書」の演習期間欄は、「令和 2 年 4 月 1 日～8 月 14 日」、「令和 2 年 8 月 1 日～11 月 14 日」のように記載してください。

- ・ 「手法適用結果の要約書」の表題部分の年月の記載は、通常どおり「令和 2 年 7 月末報告分」、「令和 2 年 10 月末報告分」のように記載してください。

Q3

緊急事態宣言発令中の特例措置により、過去の実地演習で題材とした不動産の再使用制限の不適用が認められる場合、一般実地演習報告書内への記載の仕方を教えてください。

* 「『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』発令に伴う実地演習の実施方法の特例措置（令和 2 年 5 月 7 日現在）」2. ④関連

【令和 2 年 7 月 14 日掲載】

- ・ 表紙の「実地演習提出報告書」の同一題材の再使用制限の確認欄にチェック（レ点）は入れず、当該欄の下に、「特例措置適用あり」と記載してください。

以 上

（注意）

- ① 上記 Q&A の内容に変更が生じた場合は、引き続き本会ホームページでご案内いたしますので、定期的にご確認ください。
- ② 令和 2 年 7 月 14 日までに講じた実地演習における特例措置は次のとおりです（いずれも本会ホームページに掲載）。
 - ・ 実地演習の実施方法の特例措置について（令和 2 年 3 月 6 日通知）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発令に伴う実地演習の実施方法の特例措置について（令和 2 年 4 月 16 日通知・同年 5 月 7 日更新）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除に伴う実地演習の実施方法の特例措置について（令和 2 年 6 月 1 日通知・同年 6 月 4 日更新）